



日本医療バランスト・スコアカード研究学会賞に関する規程

(目的)

第1条 日本医療バランスト・スコアカード研究学会賞（以下学会賞）は、一般社団法人日本医療バランスト・スコアカード研究学会が、医療バランスト・スコアカード研究の活性化、発展、深化、及び医療バランスト・スコアカードの普及に資するため、会員の優秀なる著書論文や学会報告等および本学会の運営・発展に顕著な功績を残した者を顕彰することを目的とする。

(賞の種類)

第2条 日本医療バランスト・スコアカード研究学会賞は次の3種類に区分する。

学会賞（学術賞） 医療バランスト・スコアカードの調査研究において、医療・福祉を研究対象とする、BSCに関連した優れた論文を発表した会員を表彰する。

学会賞（実践賞） 医療機関等への医療バランスト・スコアカードの導入、実践において、優れた成果を得た者、組織を表彰する。

学会賞（功労賞） 一般社団法人日本医療バランスト・スコアカード研究学会の運営、発展に寄与した功績を残した者を表彰する。

(表彰の内容)

第3条 3種類の学会賞共に、賞状と賞金3万円を授与する。

(審査の対象範囲)

第4条 学会賞（学術賞）の審査は、4月1日より翌年3月31日までの期間に『医療バランスト・スコアカード研究』に掲載された投稿規定種別の研究論文（A.原著、B.総説）を対象とする。

2 学会賞（実践賞）の審査は、4月1日より翌年3月31日までの期間に『医療バランスト・スコアカード研究』に掲載された投稿規定種別の「事例研究」あるいは一般社団法人日本医療バランスト・スコアカード研究学会が主催した学術総会、BSC フォーラム等での報告



を対象とする。

3 学会賞（功労賞）の審査は、学会の設立から現在に至る学会の運営、発展に寄与した功労等を対象とする。但し、審査時点で、表彰対象は個人会員または賛助会員に限る。

（審査委員会）

第5条 審査委員会は、研究委員会担当理事、研究委員会委員長および研究委員会委員長が会員の中から推薦し、研究委員会担当理事が承認、任命した3名の審査委員を加えた5名で構成する。なお審査委員長は、研究委員会担当理事が務める。

2 審査委員の任期は2年とし、重任は妨げない。

3 審査委員長は審査委員会を招集し、議長となる。審査委員会は、電子会議等の方法で開催することを妨げない。

（審査の手続き）

第6条 審査委員会は、賞の種類別に、論文、報告、功績等を審査して、授賞者あるいは受賞組織を選定する。審査委員会は特に必要ある場合には審査に関して他に諮問することができる。

2 審査委員会は、次の(1)から(10)に掲げる手続きにしたがって、審査の範囲を満たすものに限り、審査の対象とする。

(1) 審査委員会委員長は、学会賞（学術賞）および学会賞（実践賞）に関しては概要書、論文の提出期限を決定し、学会賞（功労賞）に関しては理事会からの推薦によって、一般社団法人医療バランスト・スコアカード研究学会事務局に依頼して、会員宛に通知する。

(2) 本学会誌『医療バランスト・スコアカード研究』に掲載された研究論文（A. 原著，B. 総説）は、学会誌編集委員会委員長の推薦があったものとみなして、学会賞（学術賞）の審査の対象とする。また、学術総会において、すでに発表された報告も、学術総会会長の推薦があったものとみなして、学会賞（実践賞）の審査の対象とする。一方で、学会賞（功労賞）については、理事会が推薦する。

(3) 審査の範囲を満たすものに関与した所属する組織、および会員は自ら審査を請求するこ



とができる。

(4) 第6条2項の推薦を受けた会員、会員の所属する組織、または審査の範囲を満たすものに関与し自ら審査を請求した会員（以下、「審査請求者」という。）は「概要書」を一般社団法人日本医療バランスト・スコアカード研究学会事務局に提出する。なお、審査請求者は、当該年度まで会費を納めた個人会員または賛助会員に限る。

(5) 審査請求者は、所定の様式に基づき、①タイトル、②論文、報告、功績等の概要・輪郭、③とくに力を入れた点や特徴、違い等、④氏名（ふりがな）、⑤所属機関、⑥所属機関における役職等、⑦報告した学術総会、BSC フォーラム等とその年月日、⑧論文の場合は論文名、掲載誌、巻号および発行年月を記載した「概要書」を一般社団法人日本医療バランスト・スコアカード研究学会事務局に提出する。

(6) 学会賞（学術賞）は、該当する論文を、電子ファイル、抜き刷り、コピーのいずれかの方法で一般社団法人日本医療バランスト・スコアカード研究学会事務局に提出する。なお、抜き刷り、コピーの場合、提出する部数は6部とする。

(7) 一般社団法人日本医療バランスト・スコアカード研究学会事務局は、提出のあった論文について、一覧表を作成し、概要書、論文の抜き刷り（コピー）とともに各審査委員宛に遅滞なく送付する。

(8) 審査委員会委員長は、毎年5月末日までに審査委員会を招集して、審査をおこない、受賞者、受賞組織を選定する。

(9) 審査は、論文や事例研究、導入実践における独自性、創造性、挑戦性、革新性、あるいは論文や報告の論理性、学会への貢献度等の観点から総合的に評価する。なお、学会賞（功労賞）に関しては、理事会の審議に委ねる。

(10) 審査委員会は、受賞者、受賞組織を学術総会中に発表し、その者、組織に賞金を授与すると共に、適当な方法によりこれを広く一般に顕彰する。

（受賞後の義務）

第7条 既に本学会誌に掲載されている論文以外の学術総会発表やフォーラム発表が受賞した際は、（次期）学会誌への投稿を義務付ける。



(改廃)

第8条 本規程の改廃は理事会で決定し、社員総会に報告し、会員に通知する。

附則

本規程は2021年4月1日より施行する。

2021年7月6日 改正、施行。